

沖縄県立芸術大学における遠隔授業実施に関するガイドライン

1 目的等

本学は、新型コロナウイルス感染症の大学内における感染リスクを低減し、教員及び学生の健康と安全に配慮するとともに、学生の学修機会を確保するため、多様なメディアを利用するなどして教員と学生が遠隔で行う授業（以下「遠隔授業」という。）を導入することとし、その実施に関して、以下のとおりガイドラインを定める。

2 本学における遠隔授業について

(1) 遠隔授業の形態

本学における遠隔授業は、以下の4形態を想定している。

【学内型】教員は学内で授業（資料や課題の作成も含む、以下同じ。）を行い、学生も学内の別室で受講する形態

【学内-自宅型】教員は学内で授業を行い、学生は自宅等で受講する形態

【自宅-学内型】教員は自宅等で授業を行い、学生は学内で受講する形態

【自宅型】教員は自宅等で授業を行い、学生も自宅等で受講する形態

(2) 遠隔授業の種類等

本学における遠隔授業は、以下の3種類とする。

| ① オンデマンド型遠隔授業 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教員が教材（テキスト資料、画像、動画など）を提供し、学生がそれらを受け取ることで進められる授業。 本学が提供するインターネット上のシステムを利用して、教員が講義資料や課題を本学が管理するインターネット上のストレージ（保管場所）に保存（アップロード）し、学生がそれを入手（ダウンロード）する。また、学生はメールで課題を教員に提出したり、質問を行う。 必ずしも既定の時間（時間割通り）に授業を行う必要はないが、原則として既定の日時にまでに、教材を提供できる状態にしておくこと。 なお、本学では、インターネットを介さず、電話や郵便で教員と学生とのやりとりを行うこともこれに含むこととする。 |

| ② 同時双方向型（リアルタイム型）遠隔授業 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 授業の映像や音声を、インターネットを介して生中継し、学生が視聴あるいは参加することで進められる授業。教員・学生の双方が、マイク機能やカメラ機能を備えるデバイス（装置）が必要になる。 |

③ ハイブリッド型遠隔授業

オンデマンド型と同時双方向型（リアルタイム型）を融合させた遠隔授業。

(3) 留意事項

遠隔授業の実施にあたり、教員及び学生は以下の事項に留意すること。

- ア 他人に対する誹謗中傷あるいは名誉を毀損する内容を含まないこと。
- イ 差別的および公序良俗に反する表現・発言を含まないこと。
- ウ その他、法律に違反する内容を含まないこと。
- エ 遠隔授業の最中に、教員と当該学生以外の人物が、個人の特定ができる状態で映り込むことを避けること。

3 遠隔授業による教育格差を防止するためのガイドラインについて

(1) 学生のインターネット環境等の把握、対応策等

- ア 教員は、遠隔授業の開始に先立ち、学生のインターネット環境やデバイスを把握し、教育格差が生じないよう対策を講ずること。
- イ 学生が所有するデバイスがスマートフォンのみである可能性も考慮し、配付資料の作成（文字サイズ等）を工夫すること。
- ウ 学生の通信量の負担軽減（提供資料の容量の圧縮等）に配慮すること。

(2) 同時双方向型（リアルタイム型）遠隔授業の実施条件

同時双方向型遠隔授業の実施に当たっては、教員と学生双方のインターネット環境等が整っている必要があるため、以下の条件を満たす場合にのみ認める。

- ア 教員が、授業に参加する学生のインターネット環境条件および所有するデバイスを事前に確認できていること。
- イ 環境条件等が整っている学生が双方向型授業を受けることに同意していること。また環境条件等が整っていない学生への対応が配慮されており、当該学生がそれに同意していること。
- ウ 同時双方向型遠隔授業を実施することで、学生が経済的に著しく過重な負担とならないこと。
- エ 教員は、経済的負担を伴うインターネット環境の改善を学生に要求しないこと。
- オ 同時双方向型遠隔授業を実施している最中に、教員あるいは学生の不可抗力（通信状態の悪化等）で授業の継続あるいは受講できなくなった場合には、速やかに授業代替となる課題の配付準備ができること。

(3) インターネット環境等が整わない学生への対応

- ア 十分な通信環境を持たない学生に対する、大学のコンピュータ教室等の開放については、県内の新型コロナウイルス感染症の影響の状況等を注視しつつ、今後検討する。
- イ 進級・卒業・修了要件に深く関わる授業や、最終年次（学部4年生及び大

学院最終学年)の授業において、同時双方向型遠隔授業による専門的な指導が求められる場合、大学は学生に対して必要なデバイス(モバイルWi-Fiルーターやパソコン等)を貸し出すことを検討する。

(4) 合理的配慮を要する学生および留学生への対応

教員は、遠隔授業の実施に当たっては、合理的配慮を要する学生及び留学生への教育格差や不利益が生じることのないよう、十分に配慮すること。

4 本学が提供する遠隔授業システム及びその利用に関するガイドライン

(1) 本学が提供する遠隔授業システム

本学は、遠隔授業システムとして、以下2つのクラウドサービスを導入する。教員は、これらシステムを利用して授業運営を行うこと。

なお、基本の遠隔授業システムは、オンデマンド型遠隔授業への対応のしやすさから、「Microsoft 365」をベースとして構築する。

① Microsoft 365 (Office365) / 提供元 : Microsoft

オンライン版の Word、Excel、PowerPoint、Teams (チャット、会議ができるコラボレーション・プラットフォーム)、SharePoint (ファイル・情報共有サービス)などが含まれる。

② G Suite for Education / 提供元 : Google

Gmail (メールサービス)、ドキュメント (文書作成アプリ)、スプレッドシート (表計算アプリ)、スライド (プレゼンテーション作成アプリ)、Classroom (教育支援サービス アプリ)、Meet (ビデオ会議アプリ)などが含まれる。

(2) 本学が提供するアカウントの使用

ア 本学の全ての教員(非常勤講師も含む)と学生に、両方のサービスを無料で使用できるアカウントを付与する。遠隔授業システムの利用にあたっては、同アカウントを使用すること。

イ 教員個人で既に Microsoft や Google のアカウントを持っている場合であっても、本学の遠隔授業システムを利用する際には、本学が提供するアカウントを用いて各種サービスを利用すること。

(3) 本学提供システム以外を用いた遠隔授業について

本学が提供するシステム以外のアプリケーションやツール(例えば LINE, Zoom 等)を本学備品に導入して実施した遠隔授業によりセキュリティ上の問題やトラブル等が生じた場合は、使用した教員個人がその責を問われることがあるので注意すること。

5 学生の個人情報取得等に関するガイドライン

(1) 学生の個人情報の取扱

- ア 教員（非常勤講師を含む）は、授業運営に際して大学から付与されたアカウントおよびメールアドレスを用いて学生との連絡を行う。
- イ 学生の個人情報については、本学教職員（教育補助専門員、事務補助等を含む）であっても必要以上に取得しない。
- ウ 学生の個人情報は、本学教職員以外の者に提供してはならない。
- エ 学生のインターネット環境や所有するデバイスに関する情報についても、その取扱に十分注意すること。
- オ 授業運営上、学生の個人情報（電話や郵送による遠隔授業のための電話番号、住所等）が必要な場合は、沖縄県個人情報保護条例第7条に基づき、その目的を明示して、学生本人から収集すること。同個人情報は、適切に管理するとともに、利用目的に限りて利用し、保有する必要がなくなった場合は、確実な方法により、かつ、速やかに廃棄又は消去すること。

(2) 個人情報の流出防止

- ア 教員（非常勤講師を含む）は、授業運営に関して取得した学生のメールアドレス情報等について、遠隔授業システム外への流出防止を徹底すること。
- イ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）上への情報流出には細心の注意を払うこと。例えば、授業風景を撮影した動画・写真・音声などをSNS上に掲載するような行為はあってはならない。

6 著作権について

(1) 遠隔授業における著作物の利用

改正著作権法に基づく授業目的公衆送信補償金制度が、令和2年4月28日に施行されたことから、本学でも速やかに登録を行うこととしている。

なお、同制度においても、著作権者の利益を不当に害することは認められておらず、授業を目的とした利用に限られることに留意する必要がある。

(2) 学生の禁止事項について

学生は、遠隔授業を受講するにあたり、以下の行為を行ってはならない。

- ア 遠隔授業の内容（講義資料等を含む）を許可なく録音・録画し、SNS等によりインターネット上で共有・公開すること。
- イ 授業で配付された講義資料等を、教員の許可なく他者に配布すること。
- ウ 配付された講義資料等に掲載された著作物（絵画作品、写真、音楽、その他動画や音声など）を切り取り、SNS等インターネット上で共有・公開すること。